

(仮称) 白馬村こども計画の概要

1. 国の動向

1) これまでのこどもに関する福祉行政の取組み

- 近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」(平成 17 年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成 27 年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。
- こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取り組みのみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取り組みが進められています。

こども支援を取り巻く主な法令等

- 少子化社会対策基本法 (H15.9.1 施行)
- 次世代育成支援対策推進法 (H17.4.1 施行)
⇒平成 27 年より子ども・子育て支援事業計画と一緒に策定
- 子ども・若者育成支援推進法 (H22.4.1 施行)
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (H22.4.1 施行)
- 子ども・子育て支援法 (H27.4.1 施行)
⇒白馬村子ども・子育て支援事業計画として策定済み

2) こどもを取り巻く環境の現状

- 前述の通り、我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。
- また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立等のこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

3) こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。
- 同じく令和5（2023）年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。



CHECK

こども施策に関する大綱（こども大綱）

【こども基本法第9条に規定】

- ・ こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
 - ・ これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化
- ※令和5年夏頃に「こども大綱」の骨太の方針が提示（秋頃に閣議決定）される予定

CHECK

こども計画の策定

【こども基本法第10条に規定】

- ・ 国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・ こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

CHECK

こども等の意見の反映

【こども基本法第11条に規定】

こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

- また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和6（2024）年4月1日施行）されるなど法整備が進められています。
- 令和5（2023）年6月13日には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、児童手当や育児休業給付の拡充、保育の拡充など少子化対策の更なる強化も進められています

2. 「(仮称) 白馬村こども計画」とは

1) 計画の位置付け

- 現行計画である「白馬村子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」を一体化した計画となります。
- さらに、村のまちづくりの総合的指針である「白馬村総合計画」を上位計画として、白馬村に生まれてよかった、育ててよかったと思えるような地域づくりを目指し、白馬村における総合的な子ども・子育て支援施策としての部門別計画となるものです。
- 新計画である「(仮称) 白馬村こども計画」では、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、現行計画に新たに子ども・若者計画、子どもの貧困対策、少子化対策の内容を含め、こども施策を総合的に推進するものです。

白馬村子ども・子育て支援事業計画（現行計画）	
子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画

（国）こども大綱		
子供・若者育成支援推進大綱	子供の貧困対策に関する大綱	少子化社会対策大綱

市町村こども計画（こども基本法より抜粋）
市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる。 ・子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する、市町村子ども・若者計画 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に規定する、市町村計画 ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例 - 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画 - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

（仮称）白馬村こども事業計画（新計画）	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・若者計画
	子どもの貧困対策計画
次世代育成支援行動計画	少子化対策

2) 計画の期間

- 本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間となります。
- なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や村の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3) 計画の対象

- 現行計画においては、下記の年齢等を対象とします。

・「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。

・「若者支援」については、計画の対象を、おおむね 15 歳から 40 歳未満の者とします。

- 国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

4) 計画の策定体制

①アンケート調査の実施

- 計画の見直しにあたり、下記のアンケート調査（ヒアリング調査）を実施します。

調査種別		調査人数	抽出方法等
1 子ども・子育て支援に関する調査	未就学児童の保護者	225 世帯	実施済み
2 少子化等に関する調査	子どもの生活に関する実態と世帯の経済状況との関連の把握	小学生 5 年生 中学校 2 年生とその保護者 131 世帯	学校経由にて Web 調査を実施予定
3 若者の生活に関する調査	子ども・若者の現状や課題、結婚・子育てに関する意識やニーズの把握	村内在住の 15 から 39 歳	住民基本台帳より無作為抽出

②会議における協議

- 本計画に子育て当事者等の意見の反映や実情を踏まえるため、公募委員を含めた白馬村子ども・子育て会議で審議を行います。

③パブリックコメントの実施（令和 7 年 1～2 月頃を想定）

- 村民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためパブリックコメントを実施します。